

今帰仁村景観計画改訂新旧対照表

<p>(現行) 今帰仁村景観計画 (平成 25 年 3 月策定)</p>	<p>(改訂) 今帰仁村景観計画 (平成 27 年 11 月策定)</p>
<p>変更文：赤字</p>	
<p>第 V 章 景観づくりの推進に向けて</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>本村の景観づくりは、村民、事業所や行政等の多様な主体の協働により実現されていくものです。したがって、それぞれの主体が景観づくりに担う役割を十分に理解し、その役割を果たしていくことが大切です。</p> <p>(1) 村民の役割</p> <p>村民は村の自然環境、歴史・文化を背景とした特有の景観に理解を深め、良好な景観の保全や創出に向けた活動に積極的に取り組みます。また、村民の生活や生業（所作）自体が景観をつくりあげる重要な要素であることを認識し、地域コミュニティの中での暮らしを大切にします。</p> <p>(2) 事業者の役割</p> <p>事業者は、村の景観づくりを理解し、土地利用や事業活動に関しては地域の良好な景観形成や保全に寄与するよう努めます。また、当該活動が地域コミュニティの中で行われることを十分理解し、地域の歴史・文化等の風土に十分配慮します。</p> <p>(3) 村の役割</p> <p>村の景観づくりの主役である村民の良好な景観形成・保全に向けた取り組みや地域活動を支援します。また、国や県、隣接市町村と連携を図りながら良好な景観形成に資する施策に取り組みます。</p> <p>あわせて、村民の景観づくりに関する意識醸成のための取り組みを実施します。</p>	<p>第 V 章 景観行政の円滑な運用と景観づくりの推進に向けて</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>本村の景観づくりは、村民、事業所や行政等の多様な主体の協働により実現されていくものです。したがって、それぞれの主体が景観づくりに担う役割を十分に理解し、その役割を果たしていくことが大切です。</p> <p>(1) 村民の役割</p> <p>村民は村の自然環境、歴史・文化を背景とした特有の景観に理解を深め、良好な景観の保全や創出に向けた活動に積極的に取り組みます。また、村民の生活や生業（所作）自体が景観をつくりあげる重要な要素であることを認識し、地域コミュニティの中での暮らしを大切にします。</p> <p>(2) 事業者の役割</p> <p>事業者は、村の景観づくりを理解し、土地利用や事業活動に関しては地域の良好な景観形成や保全に寄与するよう努めます。また、当該活動が地域コミュニティの中で行われることを十分理解し、地域の歴史・文化等の風土に十分配慮します。</p> <p>(3) 村の役割</p> <p>村の景観づくりの主役である村民の良好な景観形成・保全に向けた取り組みや地域活動を支援します。また、国や県、隣接市町村と連携を図りながら良好な景観形成に資する施策に取り組みます。</p> <p>あわせて、村民の景観づくりに関する意識醸成のための取り組みを実施します。</p> <p>(4) 景観委員会の役割</p> <p>景観委員会は、景観行政の円滑な運用を推進するため、以下の内容について必要に応じて助言等を行います。</p> <p>1) 景観条例に定める助言及び指導をしようとする場合（第 13 条）</p>

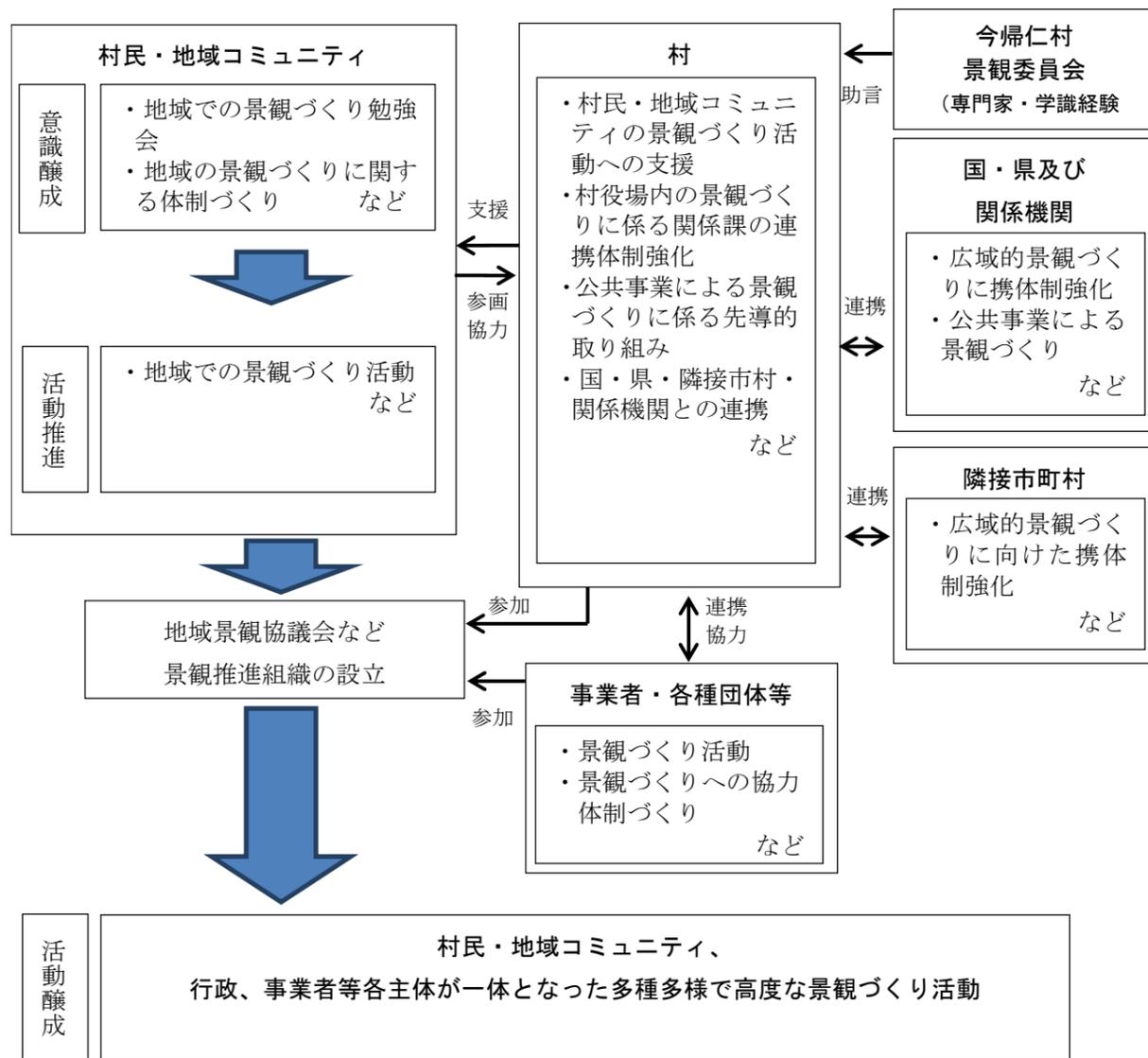
<p>(現行) 今帰仁村景観計画 (平成 25 年 3 月策定)</p>	<p>(改訂) 今帰仁村景観計画 (平成 27 年 11 月策定)</p>
	<p>変更文：赤字</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 2) 景観条例に定める勧告、命令及び公表をしようとする場合 (第 14 条) 3) 景観条例に定める要請をしようとする場合 (第 15 条) 4) 村の景観計画に係る各種施策の展開及び景観計画の変更等をしようとする場合 5) 景観計画の施行上、判断に苦慮する事案が提案された場合 6) その他、景観行政の円滑な運用を図る上で、景観委員会の助言・指導等が必要な場合

変更文：赤字

2 景観づくり推進体制の確立

景観づくりを推進するために、村は村民、地域コミュニティの景観づくりに関する活動への支援や人材の育成を図ります。また、専門家や学識経験者等で組織する景観委員会の助言や参画を基に景観づくりに関する各種施策の展開を推進します。さらに各種関係団体や庁内関係部局との連携を強化して、村、村民、事業者等が一体となって景観づくりに取り組みます。そのために、下記に示す景観づくり推進体制を確立していきます。

■景観づくり推進体制



2 景観づくり推進体制の確立

景観づくりを推進するために、村は村民、地域コミュニティの景観づくりに関する活動への支援や人材の育成を図ります。また、専門家や学識経験者等で組織する景観委員会の助言や参画を基に景観づくりに関する各種施策の展開を推進します。また、行為の制限に関する手続きを進める事前協議等の段階で、景観委員会の助言等を必要に応じ求めます。さらに各種関係団体や庁内関係部局との連携を強化して、村、村民、事業者等が一体となって景観づくりに取り組みます。そのために、下記に示す景観づくり推進体制を確立していきます。

■景観づくり推進体制

